

一般社団法人日本観光自動車道協会

入会金及び会費規程

制定 平成 31 年 1 月 1 日

(目的)

第 1 条 本規程は、一般社団法人日本観光自動車道協会（以下「本会」という。）定款第 7 条の規定に基づき、本会の入会金及び会費に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(入会金及び会費)

第 2 条 本会の入会金及び会費は、会員の種別に応じて、次のとおり定めることとする。なお、本会の会費は年会費制とする。

会員の種別	入会金	年会費
正会員	無料	15 万円
賛助会員	3 万円	10 万円
特別会員	無料	無料

- 2 会員は、入会金又は年会費について、本会から請求を受けたのち、本会が指定する期日及び方法により納入しなければならない。
- 3 前事業年度内に当法人定款第 8 条に定める任意退会の手続きを完了せず、事業年度の初日の時点で会員資格を有する者は、当該事業年度の年会費を納入しなければならない。
- 4 納入された入会金及び年会費については返金しない。

(中途入会の年会費)

第 3 条 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の年会費は、入会承認月が上半期（4 月から 9 月まで）の場合は年額の全額とし、下半期（10 月から翌年 3 月まで）の場合は年額の半額とする。

- 2 本条第 1 項の年会費の納入は、第 2 条第 2 項の規定を準用する。

(臨時会費)

第 4 条 特別の費用を必要とし、理事会の決議により臨時会費を徴収することが決定された場合には、会員は臨時会費を納入しなければならない。

- 2 本条第 1 項の臨時会費の納入は、第 2 条第 2 項の規定を準用する。

(改廃)

第 5 条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て、社員総会の決議をもって行う。

(附則)

本規程は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

以 上

一般社団法人日本観光自動車道協会 JTRA ロゴマーク使用規程

制定 令和2年8月21日

一般社団法人日本観光自動車道協会（以下「本会」という。）の公式 JTRA ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関して、下記のとおり JTRA ロゴマーク使用規程（以下「本規程」という。）を定める。本会のロゴマークを使用する場合は、本規程を遵守すること。

（ロゴマーク定義）

第1条 ロゴマークとは、本会が制定した下記デザインの、日本地図をイメージした「J」の文字に、空のブルー、大地の緑、海の青、そこへと続く道路をグレーで表現したマーク、マークを含む文字のカラーデザイン、及びモノクロデザイン全てとする。



（使用可能な者）

第2条 ロゴマークを使用可能な者は、本会の正会員、賛助会員、及び特別会員、並びに本会が認定している賛助団体及びスポンサーとする。

2. 本条第1項以外の法人、団体又は個人でロゴマークを使用可能な者は、予め本会に届出を行い、本会が承認した法人、団体又は個人に限る。

(使用可能な用途)

第3条 ロゴマークは、使用者が所有若しくは運営するウェブサイト、又は使用者のパンフレット類、名刺、封筒、若しくは報告書等に掲載することができる。

2. 使用者は、使用者が所有又は運営するウェブサイトに、本会ウェブサイトへのリンクを貼る際のリンクバナーとしてロゴマークを使用することができる。

3. 以下に該当する目的での使用を禁止する。

- ① 特定の政治、思想、又は宗教等の活動の目的に利用されるおそれがある場合
- ② 法令や公序良俗に反するおそれがある場合
- ③ その他本会の趣旨に反するおそれがある場合

(使用料)

第4条 ロゴマークの使用料は無償とする。

(使用中止)

第5条 下記に該当するような場合は、本会は使用者に対して、ロゴマークの使用を中止させることができる。

- ① 会員、認定団体、又は承認団体等でなくなった場合
- ② 本規程に違反してロゴマークを使用した場合
- ③ ロゴマークの使用が不適當と認められる場合
- ④ 使用する権利の期限が過ぎた場合
- ⑤ その他、特段の事情が生じた場合

(苦情対応)

第6条 ロゴマークの使用に関して苦情等が発生した場合は、使用者が全責任を持って対処する。

(使用方法)

第7条 ロゴマークの拡大又は縮小は可能であるが、色を変えたり変形したり他の図柄と重ねたりするなど、デザインに変更を加えることはできない。詳細は、別紙「ロゴデザインマニュアル」を参照のこと。

2. ロゴマークのカラーは原則変更できないが、下記の条件に限り可能とする。

- ① 白黒2色（濃度調節不可）

3. 他のロゴマーク、社名、又は図柄等と併記する場合は、一定の間隔をあけるなどして本会のロゴマークの独立性を保つようにする。

(譲渡・貸与)

第8条 ロゴマークの使用権を第三者に譲渡又は貸与することはできない。

(本規程に定めのない事項)

第9条 本規程に定めのない事項については、本会の判断によるものとする。

(改廃)

第10条 本規程の改廃は、本会理事会の決議をもって行う。

(附則)

本規程は、令和2年8月21日から施行する。

以 上

(別紙)

一般社団法人日本観光自動車道協会 JTRA ロゴデザインマニュアル

制定 令和2年8月21日

本マニュアルは「JTRA ロゴマーク使用規程」を補足し、ロゴマークの独自性や視認性、再現性を確保し正しく使用してもらうために、ロゴデザインの詳細や、ウェブサイト又はパンフレット類、名刺、封筒、若しくは報告書等に掲出する際の注意事項、禁止事項についてまとめたものです。

(ロゴデザイン)

1. 和文ロゴデザイン (カラー)



2. 和文ロゴデザイン (モノクロ)



3. 英文デザイン (カラー)



4. 英文デザイン (モノクロ)



(色指定)



①灰色 (PANTONE 424C、CMYK 0 0 0 75) : 道路を表現



②青色 (PANTONE 2746C、CMYK 100 100 0 0) : 海を表現



③緑色 (PANTONE 7739C、CMYK 100 0 100 0) : 大地を表現



④水色 (PANTONE 2925C、CMYK 100 18 0 0) : 空を表現



特色印刷指定

- 各色に記載。

4色印刷 プロセスカラー指定

- 各色に記載。
- プロセスカラーの数値は目安です。PANTONE カラーチップを参照してください。

その他の色指定 (塗装、シルク印刷など)

- 指定の特色印刷用カラーチップで、色指定を行ない、マスターカラー (基準色) で色校正をしてください。
- プロセスカラーの数値は目安です。カラーチップを参照してください。

(グラデーション)

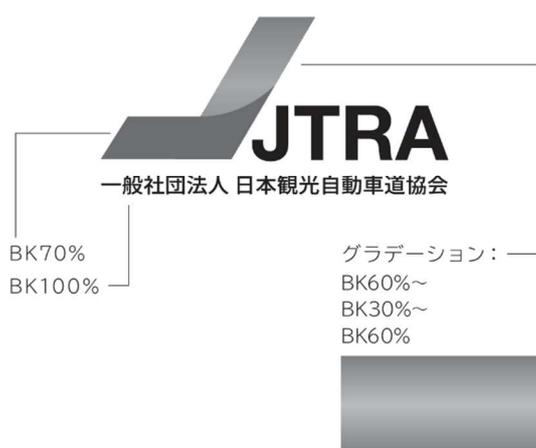
CMYK



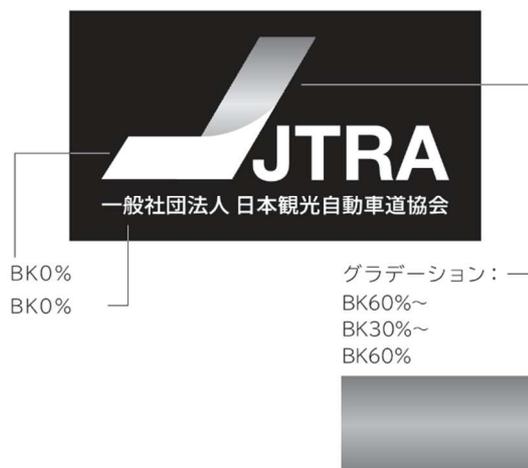
特色



単色 (白地)



単色 (黒地)



(ロゴマークの配置)

1. ロゴマークの使用最小サイズ

ロゴマークの再現性を確保するため、下記のとおり縦 10 mm以上を推奨します。



2. ロゴマークの余白

ロゴマークの独立性を確保するため、隣り合う他のロゴマークや図柄等との間に、下記のとおりロゴマークの縦寸法の 1/2 程度の余白を保つことを推奨します。



(禁止事項)

ロゴマークの独自性を確保するため、①変形、②色の変更、③他の図柄等との重ね合わせを禁止します。





モノクロ白地



モノクロ黒地

